



賃金控除に関する協定書

株式会社トーコー（以下「会社」という）と会社に勤務する従業員（以下「従業員」という）の過半数代表者（以下「従業員代表」という）は、労働基準法第24条の規定に基づき、従業員の給与並びに賞与から次に掲げるものを控除することにつき協定する。

記

1. 貸付金の返済金
2. 提携ローンによる借入金の返済金
3. 就業規則に定められた損害賠償に関する規定に基づく賠償金
4. 駐車場使用料

本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに会社、従業員代表のいずれからでも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

2020年5月31日

使用者職氏名 代表取締役 藤麻 心一



従業員代表 今田 知



従業員代表 長畑 正美

